

育成者権（しいたけ）侵害事件控訴審判決



弁護士知財ネット 農水法務支援チーム 事務局
ライツ法律特許事務所
弁護士・弁理士 平井 佑希

第1 序 論

本稿では、知財高判平成31年3月6日（平成30年（ネ）第10053号、同第10072号）¹を検討、評釈する。

本判決は、しいたけ（*Lentinus edodes (Berk.) Sing.*）に係る育成者権の侵害に基づき、損害賠償請求を認容した。

本判決の原判決（東京地判平成30年6月8日（平成26年（ワ）第27733号）²と比較すると、原判決が侵害にかかる種苗の輸入の差止請求等を認容したのに対し、本判決はこれらの請求を棄却した点において異なる、また、本判決と原判決はいずれも損害賠償請求を一部認容したが、認容した損害賠償額については、原判決が6000万円を超える高額の損害賠償を認容していたのに対し、本判決では大きく減額され、認容された損害賠償額が1000万円を下回った（891万6375円）点において異なる。

本稿では、原判決と本判決で結論が異なる原因となった、カスケイド原則に関する点を中心に検討、解説を行う。

第2 事案の概要

1 当事者等

(1) 控訴人（一審被告）

控訴人（株式会社河鶴。以下「控訴人」という。）は、漬物の製造・企画・販売等を業とする株式会社である。

なお、一審においては、控訴人のほかにも、控訴人の関連会社である株式会社長野管財（旧称号：株式会社アグリリンク長野）の破産管財人が被告となっていたが、同被告は控訴していない。

(2) 被控訴人（一審原告）

被控訴人（森産業株式会社。以下「被控訴人」という。）は、きのこ種菌・菌床・加工食品・飲料の製造販売等を業とする株式会社である。

なお、控訴人による控訴を受け、被控訴人からも附帯控訴がされている。

1 知財高裁第3部。鶴岡稔彦裁判長、寺田利彦裁判官、間明宏充裁判官。

2 原判決については、本誌Vol.16 No.192（2018年9月号）において解説を行っている。

2 本件育成者権

(1) 出願等の経緯

本件品種（品種登録第7219号。農林水産物の種類：しいたけ。登録品種の名称：JMS 5 K-16。）は、平成7年9月28日に訴外明治製菓株式会社によって出願され、平成11年4月15日に品種登録を受けた。その後平成14年9月12日に被控訴人が育成者権を譲り受け、平成15年2月28日にその旨の移転登録を受けた³。

(2) 特性表の記載

きのこ類の栽培方法としては、大きく分けて原木栽培⁴と菌床栽培⁵とがある。原木栽培と菌床栽培とでは、得られる収穫物（きのこ）の特性が大きく異なり得る。

本件品種の品種登録原簿には、原木栽培による特性表のみが添付されており、菌床栽培による特性表は添付されていない⁶。なお、これは本件品種に限ったものではなく、現在の品種登録の運用上、しいたけについては出願品種の用途に菌床栽培が含まれる場合であっても、原木栽培に係る品種の特性のみを品種登録原簿に掲載するとの取扱いがなされている。

後述のとおり、控訴人はこの点を指摘して、本件育成者権の効力は菌床栽培によって収穫されたしいたけには及ばないとか、菌床栽培によってしいたけを収穫していた控訴人には過失がないなどと主張している。

3 控訴人の行為

控訴人は、控訴人の関連会社である訴外河鶴農研からしいたけを購入し、卸していた。

控訴人が訴外河鶴農研から購入したしいたけには、以下の①と②の2つのルートで生産又は仕入れが行われたものがあるが、控訴人はこれらを区別なくパック詰めして卸していた。

〔訴外河鶴農研の生産、仕入れのルート〕

①国内の商社である訴外株式会社S.S.IT（以下「SSIT」という。）を通じて、中国の菌床生産者から菌床を購入し、国内の施設でしいたけを栽培する。

②国内のしいたけ栽培業者から収穫物であるしいたけを仕入れる。

4 本件に至る経緯

(1) 被告各しいたけの販売

被控訴人は、平成24年2月3日に小売店において、控訴人の卸したしいたけ（以下、判決文に合わせて「被告各しいたけ」という。）を購入した。

控訴人にしいたけを卸していた訴外河鶴農研は、SSITから購入した菌床（上記ルート①の菌床）の品種について、そのほとんどが中国で品種登録されている「L-808」という品種であるなどと説明を受けていた。

3 特許権等の移転と同様、育成者権の移転も登録が効力発生要件とされている（種苗法32条1項1号）。

4 原木（ほだ木）に孔を開け、そこに種菌を接種し、自然に近い環境下で栽培する方法。

5 おが屑や米ぬかなどを混ぜた菌床に種菌を接種し、湿度や温度を厳重に管理したハウス内で栽培する方法。

6 ただし、願書には菌床栽培による試験結果も添付されている。